



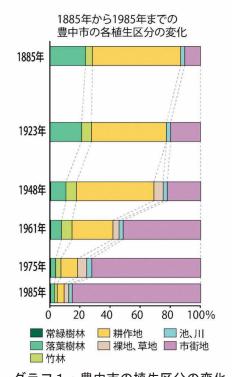
1. 豊中市の概要

(1)みどりの変遷

農業が盛んであった本市では、昭和初期までは市域の概ね半分以上は耕作地が占め、低地部などに水田地帯、 丘陵部に樹林地が形成され、至るところにかんがい用の 水路やため池などが見られるみどり豊かなまちなみが形成されていました。

その後、昭和30年(1955年)から昭和48年(1973年)にかけての高度経済成長期に急激な都市化が進展し、 樹林地や農地が減少していきました。

これらのみどりの減少に対して、昭和 48 年(1973年)に制定した「豊中市環境保全条例」に基づき、昭和 49 年(1974年)に「第一期緑化計画」を策定し、昭和 60 年(1985年)までに 105 万本の植栽を行うことを目標に、道路や学校などの緑化、民有地の緑化を推進するための緑化用樹木の配付などに取り組み、117万本の植栽を行いました。また、昭和 61 年(1986年)に「第二期緑化計画」を策定し、みどりの質の向上を目的に、「公共施設を対象とした緑化」「民有地を対象とした緑化」「みどりの普及啓発」の3つの柱に基づき、緑化事業に取り組みました。



グラフ1:豊中市の植生区分の変化 出典:新修豊中市史第3巻(自然)

「新修豊中市史第3巻(自然)」では、概ね昭和30年(1955年)から昭和40年(1965年)に行われた調査結果から、市内に生育する植物種は約1,033種とありましたが、平成15年(2003年)から平成26年(2014年)にNPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21が行った調査では、これらの種類のうち44種が確認できなかったとの報告があり、生物種の減少が懸念されるところです。

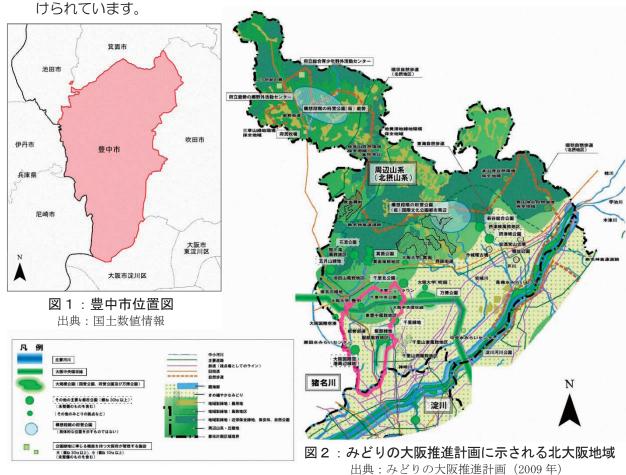
近年では、高度経済成長期のような大規模なみどりの減少は少なくなりましたが、平成30年(2018年)に改定されるまで、市民により豊中の良好な景観として「とよなか百景」に選ばれていた「上新田から千里中央への竹林道」や「上野新田線の柳並木」などのみどりの景観が、土地区画整理事業や樹木の腐朽などにより失われている箇所もあります。また、積極的に緑化に取り組んだ時代から40年以上が経過しており、残された樹林地などのまとまりのあるみどりの保全とともに、老朽化した公園施設や緑化樹木などへの対応が求められる新たな段階を迎えています。

(2)広域的な位置付け

大阪府内の市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となる大阪府の「みどりの大阪推進計画」では、みどりの風を感じる大都市・大阪の将来像として「美しく季節感のあるみどりの中で、人と人、人と自然のつながりが生まれ、さわやかな風を感じる快適なまち」を設定し、周辺山系やベイエリアの豊かな自然がまちをつつみ、それらの自然が河川や道路を軸としてまちに導かれ、都市公園をはじめとするみどりの拠点を緑道や街路樹などでつなげていくみどりのネットワークの形成をめざしています。

また、みどりの風を感じる大阪を実現するため、「みどり豊かな自然環境の保全・再生」「みどりの風を感じるネットワークの形成」「街の中に多様なみどりを創出」「みどりの行動の促進」の4つの基本戦略を掲げるとともに、大阪市地域、北大阪地域、東大阪地域、南河内地域、泉州地域の地域別のみどりの将来像を示しています。

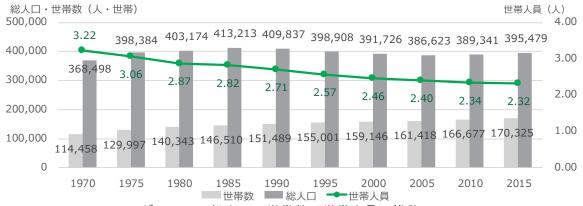
本市は、このうちの北大阪地域に含まれ、海と山をつなぐみどりの風の軸の形成に向けて、 骨格となるみどりとして、主要道路(大阪中央環状線)の街路樹の育成と充実や猪名川の環境整備、服部緑地の保全・整備などが位置付けられ、骨格に準ずるみどりとして、大阪国際空港周辺緑地や幹線道路沿道の緑地などの保全・整備、千里中央公園の保全・整備、神崎川の環境整備や能勢街道などの旧街道周辺環境の保全・整備が位置付けられています。また、きめ細やかなみどりとして、東豊中風致地区の風致や生産緑地地区の保全、市民農園などの整備、千里丘陵の住宅地などにおける緑化の促進、学校などの公共施設の緑化などが位置付



(3)人口

本市の人口は、昭和60年(1985年)をピークに平成17年(2005年)まで減少傾向にありましたが、大規模共同住宅の建替えなどに伴う40歳代前半までの若年層の転入超過による増加が見られ、平成27年(2015年)には約39万5千人となりました。

「豊中市まち・ひと・しごと創生人ロビジョン」では、平成32年(2020年)までは増加が続いて約39万8千人となり、その後減少に転じ、目標年次に近い平成37年(2025年)には現状と概ね同数の約39万5千人、平成52年(2040年)には約38万1千人になることが想定されています。また、平成22年(2010年)に22%であった65歳以上の人口割合は平成52年(2040年)に30%を超え、平成22年(2010年)に13.9%であった14歳以下の人口割合は平成52年(2040年)に10%台になるなど、少子高齢化の進展が想定されています。



グラフ2:総人口・世帯数・世帯人員の推移

出典:国勢調査人口

(4)地形·地質

地形は、千里山丘陵部、豊中台地、低地部から成り、北東部から南西部にかけてなだらかに標高が低くなっています。標高は海抜 133.7m から Om です。

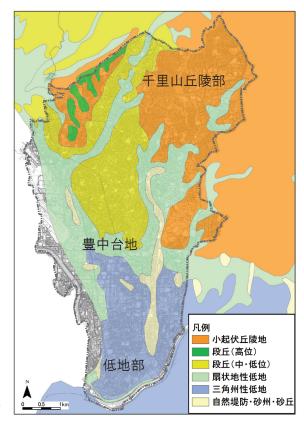
千里山丘陵部は、市内でも標高が高い場所で小起伏丘陵地です。

豊中台地は、周辺河川によって形成され た河岸段丘が削り残され、平坦地となった 場所です。

低地部は、河川により運ばれた土砂が堆積して形成された平地で、台地や丘陵部の付近は扇状地、神崎川の周辺は三角州の低地となっています。

図3:地形区分

出典:国土交通省国土調查(土地分類基本調查)



(5)植生

本市では大半が市街地に分類されていますが、市の北部や中部の社寺林にシイーカシ二次林、待兼山や刀根山にアベマキーコナラ群集、服部緑地や千里緑地に竹林やアカマツなどの植林、天竺川沿いにクロマツ植林が見られます。



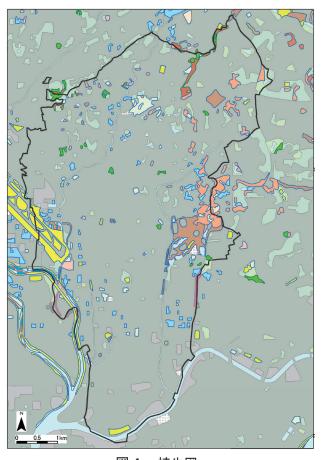


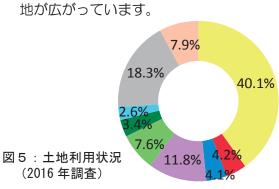
図4:植生図 出典:環境省第6・7回自然環境保全基礎調査

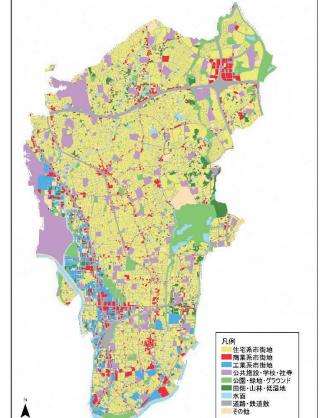
(6)土地利用

本市は大阪都心部に近く、良好な住宅都市・教育文化都市として発展してきており、住宅地を主とした住宅系市街地が市域の40.1%を占めています。

服部緑地や千里緑地など、市内には多数の公園・緑地が整備されており、グラウンドを含めたその割合は約7.6%となっています。

市の南西部には工業系市街地が、千里中央駅、豊中駅、庄内駅などの主要駅周辺や阪神高速道路沿線には商業系市街地が広がっています。





(7)用途地域

本市は「都市計画法」に基づき、全域 が市街化を促進する市街化区域となって います。市街化区域では建てられる建築 物の種類や規模を制限する用途地域が定 められており、主に市の西部や南部は工 業系、駅周辺や主要道路沿いは商業系、 その他の地域は住居系の用途地域が定め られています。

工業系の用途地域は主に準工業地域で、 南部の一部に工業地域が定められていま す。

準工業地域は、主に軽工業の工場などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便の増進を図る地域で、工業地域は主として工業の業務の利便の増進を図る地域です。

商業系の用途地域は、千里中央駅、豊中駅、庄内駅周辺などの主要駅周辺では 商業地域が、その他の駅周辺や一部の幹 線道路の沿道では近隣商業地域が定められています。

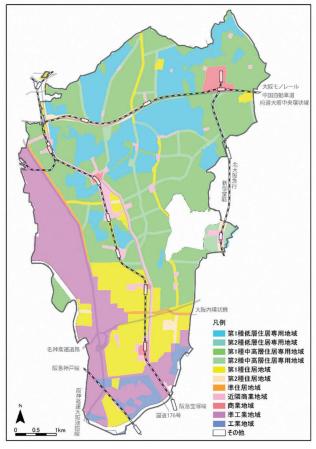


図6:用途地域

商業地域は百貨店や飲食店、事務所などの商業の業務の利便の増進を図る地域で、近隣商業地域は主に日常の買い物をする店舗などの業務の利便の増進を図る地域です。

住居系の用途地域は、第1種中高層住居専用地域が最も広い面積を占めており、北部、北東部、中北部などでは主に第1種低層住居専用地域が、中部、南部などでは主に第1種住居地域が定められています。

第1種中高層住居専用地域は、中高層住宅の良好な環境を守るための地域、第1種低層住居専用地域は低層住宅の良好な環境を守るための地域、第1種住居地域は住居の環境を守るための地域です。

そのほか、本市では第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域が定められています。

(8)地域区分

市のみどりに関する地域特性を踏まえるため、地形・地物や市街地形成履歴、市街地特性、日常生活圏などを考慮して、地域区分を以下の7地域に設定します。



地	域	地 域 区 分
北	部	府道大阪中央環状線以北の地域及び千里緑地以西の地域
北:	東部	千里ニュータウン及び上新田からなる千里緑地以東の地域
中:	北部	阪急宝塚線沿線地域で千里緑地以西及び豊中岸部線以北の地域
中	部	阪急宝塚線沿線地域で豊中岸部線以南及び名神高速道路以北の地域
西	部	阪神高速道路及び大阪国際空港周辺緑地以西の地域と阪急蛍池駅以西の地域
東	部	北大阪急行・御堂筋線沿線地域で天竺川以東及び名神高速道路以北の地域
南	部	名神高速道路以南の地域

(9)市の特徴的なみどり

本市には多様なみどりの資源があり、様々な用途でそのみどりが利用され、市民のくらしを支えています。



北摂山系のみどり

まちの高台や建築物の間から望む北摂山系のみどりは、都市の背景となり、自然を身近に感じさせる役割を担っています。

(写真) 大阪モノレールから望む北摂山系のみどり (柴原町)



千里緑地など自然のみどり

服部緑地や千里緑地など市内の主要な樹林地には多様な生き物が生息・生育し、自然環境保全活動の場として利用されています。

(写真) 千里緑地



公園・緑地のみどり

千里中央公園や豊島公園、ふれあい緑地などの公園・緑地が整備されており、市民の憩いの場として利用されています。

(写真) 千里中央公園



社寺・古墳など文化財のみどり

原田神社や稲荷神社などの社寺林、桜塚古墳群などの文化財の樹林地は、古くからの豊中の歴史・文化を今に伝えています。

(写真) 稲荷神社



街路樹や緑道のみどり

街路樹や庄内中央緑道などの緑道は木陰を形成し、連続性がある 景観として日常生活にうるおいや季節感を提供しています。

(写真) 庄内中央緑道



河川・水路やため池など水辺のみどり

千里川や天竺川などの河川・水路やため池は、魚類や鳥類などの生息場所となり、くらしにうるおいのある景観を提供しています。

(写真) 千里川



農地のみどり

市の北部では畑、中部や南部、西部では水田が多く、市街地の景観に変化を与え、市民農園などでは、自然や食を学ぶ場になっています。

(写真) 農地のみどり (小曽根)



住宅地などのみどり

住宅の庭や庭先、事業所や工場の敷地の生垣や鉢植えなどは、日常的 に目に触れることで、くらしに癒しや安らぎを提供しています。

(写真)住宅地の庭先のみどり(新千里西町)

【課題】

●市全域が市街化区域で、大阪都心部に近く、交通網の利便性の高さから発展してきた本市の 地形・土地利用の現況を踏まえたみどりのあり方についての検討が求められます。

2. みどりを取り巻く社会動向

前計画を策定した平成 11 年(1999年)以降のみどりを取り巻く社会動向の変化について、以下にまとめます。

(1)良好な都市景観づくりの重要性の増大

平成 15年(2003年)に次世代に向けた国づくりの政策として、美しい国づくりのための取組みの基本的な考え方やその施策展開などを示した「美しい国づくり政策大綱」が策定され、平成 16年(2004年)には「景観緑三法(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律の呼称)」が制定されました。この中で、「都市緑地保全法」については、名称を「都市緑地法」に改めるとともに、都市における緑地の保全や緑化及び都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑化地域における緑化率規制の導入や「立体都市公園制度」の創設などの措置が講じられ、景観づくりにおけるみどりの重要性が再認識されました。

本市では「景観法」制定に先駆け、平成 12 年(2000 年)に「豊中市都市景観条例」を制定し、都市景観の形成を推進しています。

(2)地球規模の環境問題の深刻化

地球規模での温暖化が進行しており、平成26年(2014年)11月に発表されたIPCC第5次評価報告書(統合報告書)では「世界の平均気温の上昇は人為起源の二酸化炭素の累積総排出量と比例関係にある」ことなどが報告され、平成42年度(2030年度)の世界の平均気温の上昇を産業革命以前から2度未満にすることを目標とする「パリ協定」が平成28年(2016年)11月に発効されました。日本でも同目標を達成するため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量を平成25年度(2013年度)比で平成42年度(2030年度)までに26%削減する目標が定められ、これら

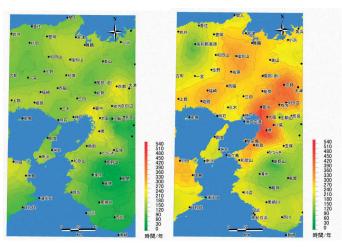


図7:近畿地方の30℃以上の合計時間数の分布(5年間の年間平均時間数) 左:1980~1984年 右:2006~2010年 出典:ヒートアイランド対策マニュアル(環境省・2012年)

を達成するための具体的な方策が示されました。その中には、温室効果ガスの吸収源となる 森林や都市の緑化による吸収量にも具体的目標値が割り当てられており、その役割が期待されています。

また、大都市圏では、地球温暖化の傾向に都市化の影響が加わり、気温上昇率がより顕著となっています。国ではこうしたヒートアイランドの対策を強化するため、平成 25 年 (2013年)7月に「ヒートアイランド対策大綱」を改定し、その中には「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」が示されており、大阪府でも、ヒートアイランド現象の緩和につながる「みどりの風促進区域」や「クールスポット」の指定などが進められています。

本市では、急速に進む地球温暖化に対応するため、平成 19年(2007年)に「豊中市地球温暖化防止地域計画」を策定し、平成 26年(2014年)に改定した同計画に基づき、地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和に資する様々な施策を推進しています。

(3)生物多様性の保全に対する意識の高まり

平成4年(1992年)に「生物多様性条約」が採択され、国際的に生物多様性の保全と自然資源の持続的な利用を推進していくことが示されました。国内では平成20年(2008年)に「生物多様性基本法」が制定され、同法に基づき、平成22年(2010年)に国において「生物多様性国家戦略」が定められるとともに、都道府県又は市町村の区域内における「生物多様性地域戦略」の規定が設けられました。また、平成23年(2011年)には、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を推進することで、豊かな生物多様性を保全することを目的とした「生物多様性地域連携促進法」が制定されました。また、「都市緑地法」の運用指針の参考資料として、緑の基本計画の策定又は改定時に、生物多様性を確保するための緑地の配置方針、生物多様性の理解を浸透させるための普及啓発や環境教育などの施策の展開など、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が示されました。

同指針では、緑地の配置方針の設定に係る配慮事項として、エコロジカル・ネットワークの形成の核となる「中核地区」「拠点地区」「回廊地区」「緩衝地区」の考え方が示されており、中核地区は、都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地、拠点地区は、市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地、回廊地区は、中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地、緩衝地区は、中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯と示されています。

(4)少子高齢化の進展と魅力的なまちづくりへの関心の高まり

全国的な少子高齢化はさらに進展しており、平成 26 年(2014年)に、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年に、めざすべき将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、政策目標・施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

本市では、「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来の方向性である「まちの魅力にひとが集い、しごとが生まれ、未来につながる」の実現に向けて、今後5か年に戦略的に取り組む基本目標、基本的方向、具体的な施策、重要業績評価指標(KPI)及び主な取組みをまとめた「豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。同戦略では基本目標として、「"住みたい" "訪れたい"魅力あふれるまちとよなか」「働く場をつくるまちとよなか」「地域でつながり支え合うまちとよなか」「安心して産み育てられるまちとよなか」「子どもが育ち・学び、社会で活躍するまちとよなか」を掲げています。

こうした中、まちの魅力づくりに重要な役割を果たすみどりへの期待もますます高まっています。

(5)市民との協働による地域のみどりづくりの発展

本市では、平成4年(1992年)に「豊中市まちづくり条例(現・豊中市地区まちづくり条例)」を制定するなど、早くから市民主体のまちづくりを推進してきましたが、平成10年(1998年)に「特定非営利活動促進法」が制定された以降、全国的にNPO法人の設立が進み、平成15年(2003年)に制定した「豊中市市民公益活動推進条例」により、市民参画や市民との協働による取組みがさらに加速し、市民や事業者、NPO法人などの多様な主体との連携によるみどりのまちづくりが広がりを見せています。

また、小学校区単位で組織化が進む地域自治組織においても、自然環境の保全活動や緑化活動など、地域の実情に応じたきめ細かなみどりに関する取組みが展開されています。

(6)防災・減災に対する意識の高まり

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の後も、平成19年(2007年)には新潟県中越地震、平成23年(2011年)には東日本大震災、平成28年(2016年)には熊本地震が発災し、多くの被害が生じました。これらの地震災害を契機として、避難場所や仮設住宅の用地としての公園・緑地などのオープンスペースの重要性が再認識され、その確保とともに、防災機能を備えた公園の整備や延焼防止対策としての沿道における街路樹の整備などが進んでいます。

(7)都市農地に期待する役割の顕在化

食の安全・安心の意識の高まりや地産地消の観点から、自ら農作物を育てることへのニーズが高まっています。また、都市への人口流入の収束による開発圧の低下、ゆとりやうるおいを求めるライフスタイルや価値観の広がり、防災意識の向上などにより、良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所などにもなる都市農地の役割が見直されています。

こうしたことを背景に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 27年(2015年)に「都市農業振興基本法」が制定されました。また、同法に基づき、平成28年(2016年)に国において、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針などを示した「都市農業振興基本計画」が定められました。

- ●良好な都市景観づくりの重要性が増し、また、地球規模の環境問題が深刻化し、生物多様性の保全や防災・減災に対する意識が高まる中、みどりが持つ多様な役割を活かし、 うるおいのある安心で快適なくらしやすいまちづくりに向けた取組みが求められます。
- ●少子高齢化や人口減少が進む中、市民参加や市民との協働によるみどりに関する活動など、みどりを介した人のつながりや支え合いが感じられるまちづくりのほか、都市農地を有効に活用したみどりが身近に感じられる魅力的なまちづくりの推進が求められます。

3. みどりの変化

(1)みどりの分布状況

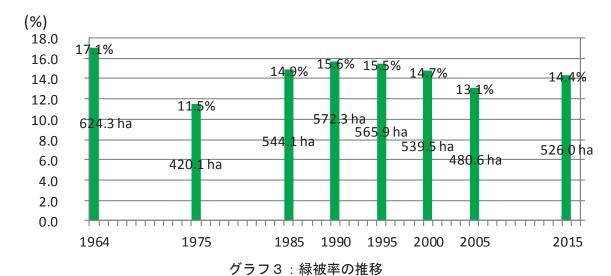
調査を開始した昭和 39 年(1964年)から平成 27 年(2015年)までの本市の市域に 占める樹林・樹木の面積の割合を示す緑被率は、概ね 11~17%の間で推移しています。最 も緑被率が高かったのは昭和 39 年(1964年)の 17.1%、最も低かったのは昭和 50 年 (1975年)の 11.5%です。

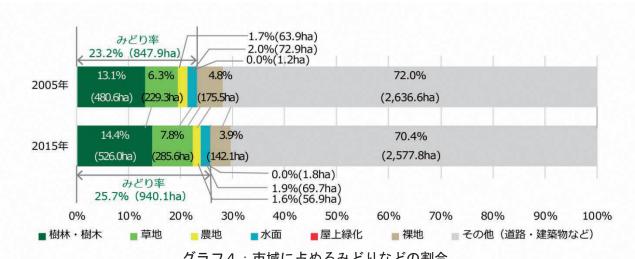
平成 17年(2005年)からは樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化の面積についても調査を開始し、市域に占めるこれらの面積の割合を示すみどり率を新たな指標に加えました。

平成 27 年 (2015 年) の緑被率の対象となる面積は 526.0ha で、その割合は 14.4%、 みどり率の対象となる面積は 940.1ha で、その割合は 25.7%となっています。

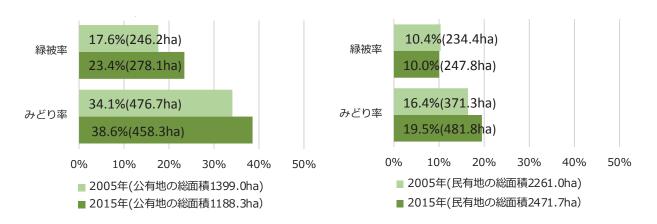
緑被率は、前計画策定前の平成7年(1995年)の15.5%に比べると減少していますが、中間総括時の平成17年(2005年)の13.1%からは、開発行為などによりまとまりのある樹林地や農地が減少した場所が見られるものの、既存の樹木の成長をはじめ、新たな公園・緑地の整備や開発行為に伴う「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化などにより増加しています。みどり率については、緑被率の増加要因でもある樹木の成長や裸地の草地化及び芝生化などにより中間総括時の平成17年(2005年)の23.2%から増加しています。

地域別の緑被率やみどり率を見た場合、主に北東部、東部に多く、南部、中部においては 少ない現状で、地域差が顕著となっています。また、公有地、民有地別の緑被率やみどり率 を見た場合、緑被率、みどり率ともに、公有地より市域の7割近くを占める民有地の方が低 くなっており、国有地の民営化などにより、民有地の緑被率は平成17年(2005年)の 10.4%から平成27年(2015年)の10.0%に減少しています。





グラフ4:市域に占めるみどりなどの割合



グラフ5:公有地の緑被率・みどり率

グラフ6:民有地の緑被率・みどり率

表1:みどりの面積の推移(近年の10年ごとの調査比較)

	樹林 • 樹木	草地	農地	水面	屋上緑化	裸地	合計	緑被率	みどり率 A1+A2+A3 +A4+A5 (%)
区分	A1 (ha)	A2 (ha)	A3 (ha)	A4 (ha)	A5 (ha)	A6 (ha)	【裸地除く】 (ha)	A1 (%)	
1995年	565.9	_	_	_	_	_	_	15.5	_
2005年	480.6	229.3	63.9	72.9	1.2	175.5	847.9	13.1	23.2
2015年	526.0	285.6	56.9	69.7	1.8	142.1	940.1	14.4	25.7
2005→2015年 増減	45.4	56.3	-7.0	-3.2	0.6	-33.4	92.2	1.3	2.5
2005→2015年 増減率(%)	9.4	24.6	-11.0	-4.4	50.0	-19.0	10.9	_	_

[※]市域面積は 3,660ha です。

[※]小数点第二位を四捨五入しているため、数値の合計が合わない箇所があります。 ※大阪府が定義する緑被率(樹林・樹木+草地)で算出した場合、2015年調査における豊中市域は22.2%となり、2002年に大阪府が調査した府内における市街化区域の13.9%を大きく上回っています。

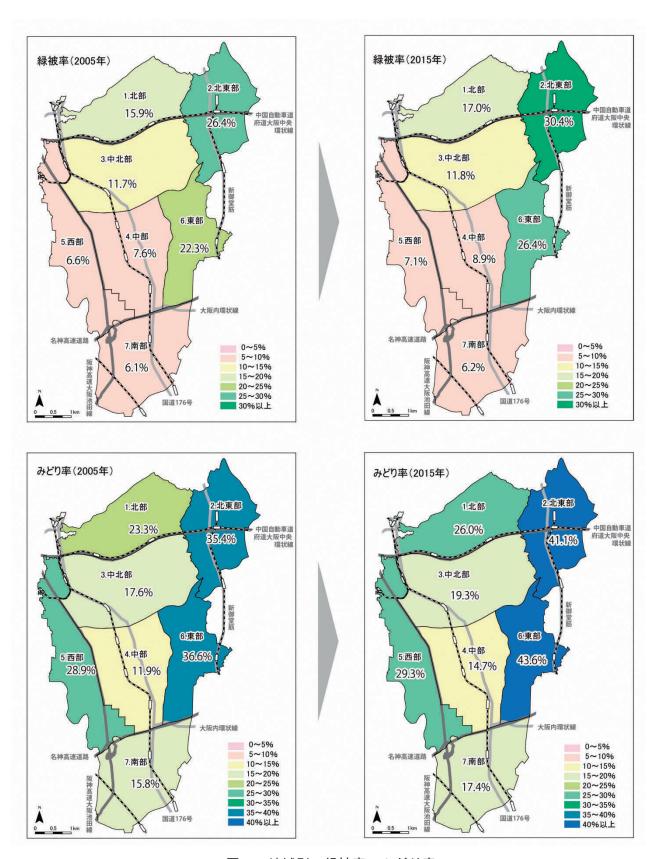


図8:地域別の緑被率・みどり率

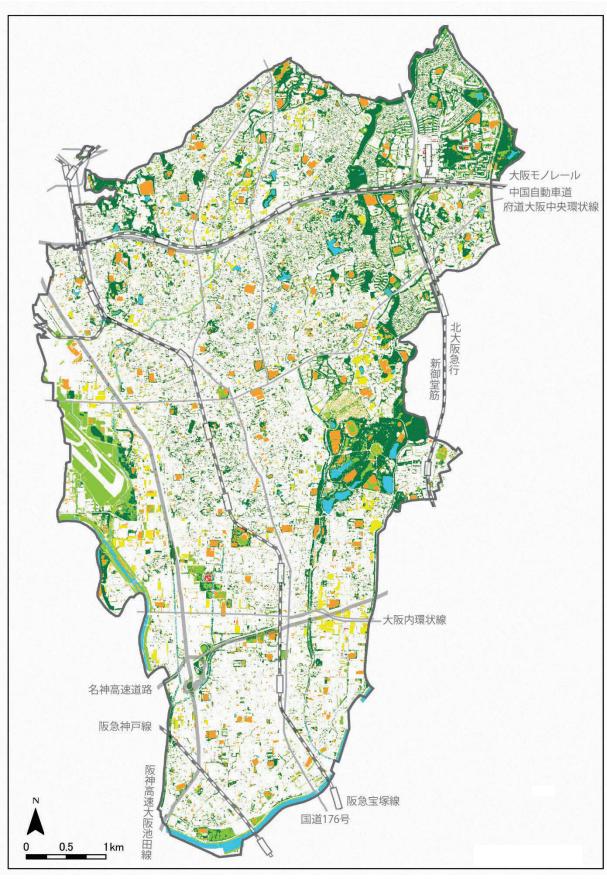


図9:みどりの現況図(2015年調査)

(2)公園・緑地などの整備状況

平成 29 年 (2017年) 3月 31 日現在で、市内には、本市が管理する都市計画公園・緑地が 116 箇所あり、都市計画公園以外の都市公園などの 365 箇所と合わせて 481 箇所の公園・緑地が開設されており、新関西国際空港株式会社が管理する都市計画緑地の一部の約15.5ha と合わせて、その面積は約163.4ha となっています。また、兵庫県尼崎市が管理する猪名川公園の約3.1ha、大阪府が管理する服部緑地の約117.4ha と合わせて、483箇所、約283.9ha の公園・緑地が開設されています。

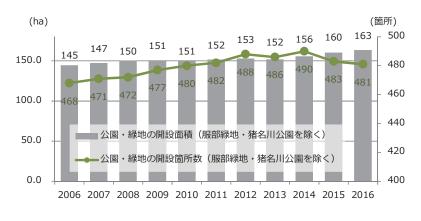
市内の公園・緑地面積は増加傾向にあり、平成29年(2017年)3月31日現在の市民 一人当たりの公園・緑地面積は7.17㎡で、「豊中市都市公園条例」に定める市民一人当たり の公園・緑地面積の標準の5㎡よりも多く、平成28年(2016年)3月31日現在の大阪 府の住民一人当たりの公園・緑地面積の5.34㎡を上回っていますが、公園・緑地の誘致距 離から外れている地域や一部の都市計画公園・緑地において長期未整備の箇所があります。

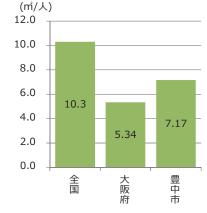
表2:公園・緑地の面積(ha)

2017年3月31日現在

			箇所数(開設/計画)	開設面積	計画面積※
		街区公園	95/95	19.99	19.85
都市計画	住区基幹公園	近隣公園	13/14	20.23	23.00
公園		地区公園	4/4	20.06	24.30
	都市基幹公園	総合公園	2/2	16.50	26.20
都市計画総	录地		2/2	59.88	80.00
都市計画公	公園以外の都市公園	袁	298	20.68	(20.68)
児童遊園			67	6.10	(6.10)
その他広境	易など		10	0.31	(0.31)
開設	合計(その他広場なる	どを除く)	481	163.44	200.13
市民一人当たりの公園・緑地面積 (服部緑地・猪名川公園を除く)				4.13m²	5.05m ²
市民一人当たりの公園・緑地面積 (服部緑地・猪名川公園を含む)				7.17m ²	8.35m ²

- ※()内は、開設面積を示します。
- ・市民一人当たりの公園・緑地面積は、2017年4月1日現在の推計人口(396,171人)より算出
- ・服部緑地:開設面積 126.3ha、計画面積 138.4ha (うち豊中市:開設面積 117.4ha、計画面積 126.8ha)
- ・猪名川公園:開設面積約 5. 5ha、計画面積約 7. 3ha(うち豊中市:開設面積約 3. 1ha、計画面積約 3. 9ha)





グラフ7:公園・緑地の開設箇所数・面積の推移(累計) ※2013年度以降、順次、借地で開設していた児童遊園の一部を撤去し 土地を返還しているため、開設箇所数が減少傾向にあります。

グラフ8:住民一人当たりの公園・緑地面積 ※公園・緑地面積は、都市公園法に基づく都市公園 を算出したもの(豊中市は2017年3月31日現在、 全国、大阪府は2016年3月31日現在)。

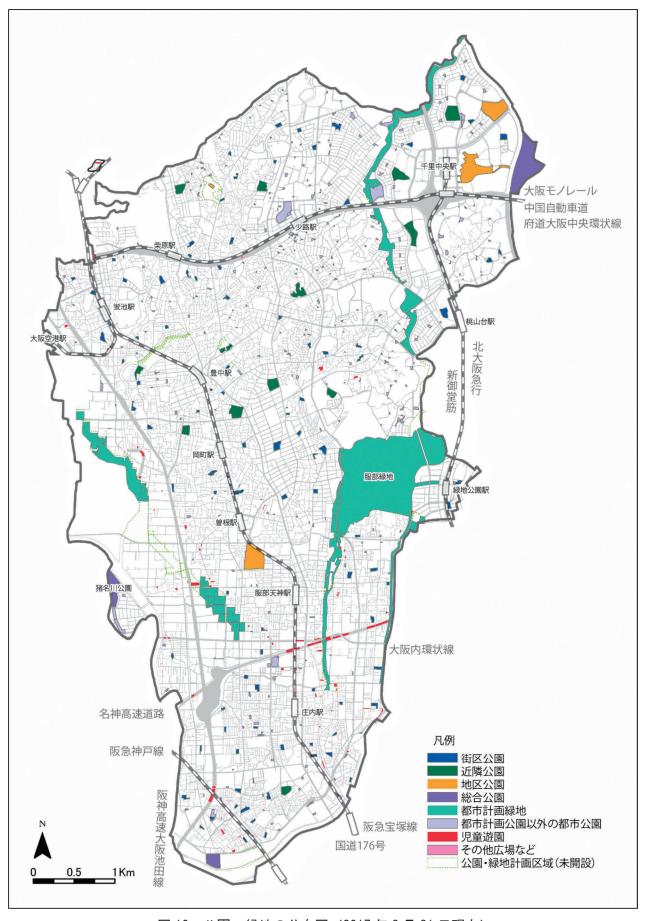


図 10:公園・緑地の分布図 (2017年3月31日現在)

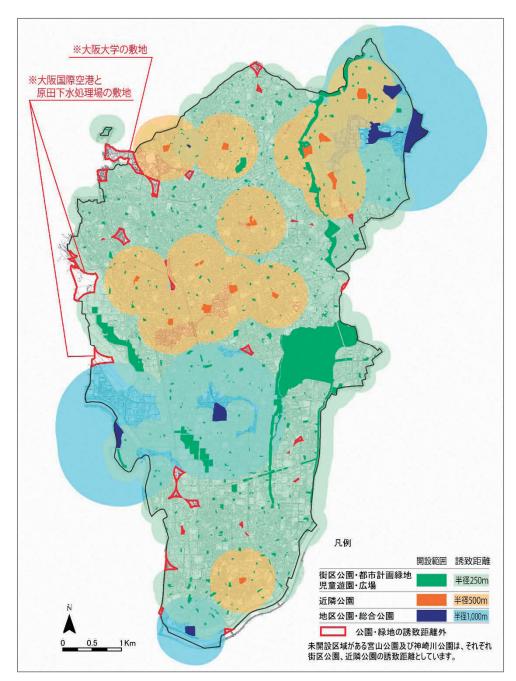


図 11:公園・緑地の誘致距離(2017年3月31日現在)

- ●樹木の成長などによりみどりが増加していますが、まとまりのある樹林地が開発行為などで失われており、みどりの減少を防止する取組みが求められます。
- ●南部や中部などのみどりの少ない地域のほか、公有地と比べて緑被率やみどり率が低い民 有地の緑化の推進が求められます。
- ●公園・緑地の誘致距離から外れている地域があり、これらの地域における身近な公園・緑地の整備についての検討が求められます。
- ●長期未整備の都市計画公園・緑地については、必要性や整備のあり方についての検討が求められます。

4. 取組みから見るみどり

(1)既存のみどりの保全と育成

主な取組み

①みどりのルール	・ 開発行為に伴う環境配慮指針に基づく緑化協議によるみどりの創出				
づくり	・風致地区・緑地協定・都市景観形成推進地区・景観形成協定・地区計画・建築協定などによる緑地の保全及び緑化の推進				
②みどりの保全と 育成策	・樹林地の保全(特別緑地保全地区の指定、風致保安林の指定、文化財の指定)				
	・保護樹等助成金交付制度による民有地の樹林・樹木の保全				
	・農地の市民農園や学校農園への活用 ・ため池のみどりの保全				

1みどりのルールづくり

「豊中市環境配慮指針」では、開発行為に対して一定の緑化基準となる緑化率を示し、緑化協議を行うことで、みどりの確保に努めています。同指針に示している緑化率は、「都市緑地法」に定める緑化地域の制度よりも厳しい基準となっています。また、風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区、景観形成協定、地区計画、建築協定などによるみどりの確保にも努めています。



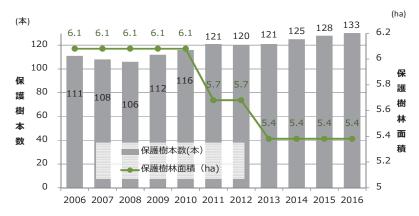
新千里東住宅地区 緑化率を定めた地区計画において、良好な みどりの景観を形成しています。

②みどりの保全と育成策

「都市緑地法」に基づき、平成 28 年(2016 年)に指定した春日町ヒメボタル特別緑地保全地区や「森林法」に基づく風致保安林である春日神社裏山の森林(宮山つつじ園を含む)、「文化財保護法」に基づく国指定史跡である桜塚古墳群などの市内に残る樹林地は、法制度などを活用して保全しています。また、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区をはじめ、千里緑地

や島熊山緑地、千里東町 公園などにおいて、市民 との協働による保全活 動が行われています。

民有地の樹木や樹林 地については、「保護樹 等助成金交付制度」な どを活用して保全に努 めていますが、開発行 為などにより減少傾向 にあります。



グラフ9:保護樹などの推移 保護樹林は各年度面積に 生垣 40m を別途追加

市内の農地面積は、平成 11 年度(1999 年度)から平成 26 年度(2014 年度)までの間に約 2/3 に減少しており、生産緑地地区に指定されている農地についても同様の傾向が見られます。大阪府では、平成 20 年(2008 年)4月に、都市農業の推進と農空間の保全と活用を目的に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、市内のすべての生産緑地地区を同条例で定める農空間保全地域に指定し、市民農園や学校における農体験の場として利用を推進するなど、農地の積極的な保全と活用に努めています。

一方、市民農園はニーズが高いものの所有者の高齢化などにより農地の確保が困難な状況となっています。また、学校農園については、活動を支援するボランティアの高齢化が深刻となっています。

農地の減少とともに、農業用水の確保に利用されていたため池も減少していますが、一部のため池については、市民の理解を得ながらため池を活用した公園整備を行ってきました。ため池は、生き物の生息・生育場所ともなっていますが、今後も農地の減少に伴いかんがい用ため池としての用途が失われ、消失してしまう可能性があります。





羽鷹池公園(2007年開設)

樫ノ木公園	樫ノ木池
千里中央公園	安場池
千里東町公園	長谷池
千里緑地	古池(千里センター池)
青池公園	青池
二ノ切池公園	ニノ切池
羽鷹池公園	羽鷹上池•下池
赤坂上池公園	赤坂上池

- ●法制度などを活用したみどりの保全や緑化の推進とともに、市民との協働によるまとまりの あるみどりの保全が求められます。
- ●みどりの保全や緑化に関する支援制度の活用を推進するため、積極的な普及啓発が求められます。
- ●市民農園の活用や周辺環境への配慮など、農地やため池を有効に活用した効果的な保全手法の検討が求められます。

(2)都市のみどりづくり

主な取組み

①核となるみどりづくり	・大規模な公園・緑地の保全・整備 ・島熊山緑地の保全				
②軸となるみどりづくり	・河川軸の緑化(親水水路の整備)				
	シンボルとなるみちづくり(街路樹の整備)				
	・避難路にも寄与する道路の緑化				
③拠点となるみどりづくり	・花とみどりの相談所及び拠点となる公園の整備				
	・防災に寄与する公園の整備				

①核となるみどりづくり

大阪国際空港周辺緑地のうち、利用緑地部分の約 13.0ha がふれあい緑地として整備されるとともに、前計画で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として位置づける緑化重点地区に指定していた少路地区においては、羽鷹池やその周辺の自然環境の保全にも配慮した羽鷹池公園を整備するなど、まとまりのあるみどりの保全や緑化を推進してきました。

また、平成 18 年度(2006 年度)に大阪府から移管された島熊山緑地、千里緑地や 千里東町公園などでは、市民との協働により、ビオトープの維持管理や自然環境啓発活動、竹林整備やナラ枯れの被害対策などの保全活動が行われるなど、多様な主体による 自然環境の保全に関する取組みが進んでいます。

2軸となるみどりづくり

河川軸の緑化として、昭和 58 年度(1983 年度)から平成 16 年度(2004 年度)にかけて親水水路の整備を行い、市民が水やみどりに親しめる環境づくりを行うとともに、道路の緑化については、市道において 2 万本以上の樹木を植栽し、街路樹や緑道の整備を推進してきました。現在では、整備から一定の年数が経過し、街路樹などの老木化が進んでいます。

また、「第3次庄内地域住環境整備計画」及び「新・豊南町地区整備計画」に基づき、 平成 17 年度(2005 年度)及び平成 26 年度(2014 年度)に通り池水路跡、平成 20 年度(2008 年度)に豊南小学校南通り線、平成 25 年度(2013 年度)に庄内中 央緑道 1 号線の各一部区間の緑道整備を行いました。

③拠点となるみどりづくり

緑化活動の拠点である花とみどりの相談所の機能を充実させるため、平成 16 年度 (2004 年度) に施設のリニューアルを行いました。また、地域住民との協議を進めながら、神崎川公園における庄内温水プール跡地の再整備に向けた基本構想の策定などに取り組むとともに、防災にも寄与する公園として、「第3次庄内地域住環境整備計画」に基づき、平成 22 年度(2010 年度)に幸町遊園、平成 24 年度(2012 年度)に野田中央公園の整備を行いました。

- ●市民との協働による森林病害虫対策や里山保全活動などによる樹林地や河川・水路の保全とともに、エコロジカル・ネットワークの形成などの生物多様性の確保に向けた取組みが求められます。
- ●整備から一定の年数が経過した施設のみどりの適正な維持管理や更新が求められます。
- ●市民意見を取り入れるなど、みどりによる憩いの場の創出が求められます。
- ●防災機能を備えた公園づくりや延焼遮断帯となる沿道緑化などの推進が求められます。

(3)地域のみどりづくり

主な取組み

①シンボルとしてのみ どりづくり	・花とみどりの名所づくり(バラ園・花しょうぶ園)
②コミュニティとして のみどりづくり	・ 学校の緑化
③サブネットワークと してのみどりづくり	生垣緑化助成金交付制度ポケットパークの緑化の推進
④まちなみとしてのみ どりづくり	・公共施設の緑化 ・緑化樹等配付制度 ・花いっぱい運動や駅前などの草花の維持管理 ・とよっぴーの製造と活用

(1)シンボルとしてのみどりづくり

市の花であるバラを植栽して整備したバラ 園、水辺を活用して整備した花しょうぶ園にお いて、うるおいや季節感を感じることができる 場を提供しています。

2コミュニティとしてのみどりづくり

学校では、みどりのカーテンづくり、緑 化用樹木の配付を活用した樹木緑化、ビオ トープの設置、校庭の芝生化などの積極的 な緑化や環境学習に取り組んでおり、みど りのカーテンづくりは、ほとんどの小学校 で行っています。

学校ビオトープは、市内の 14 箇所の小・中学校で整備していますが、維持管理技術の面から活用できていないものもあります。



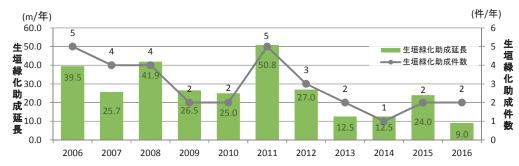
二ノ切池公園のバラ園



グラフ 11:公立小学校におけるみどり のカーテン取組み箇所数の推移

③サブネットワークとしてのみどりづくり

市民との協働により、ポケットパークの草花緑化を推進するとともに、民有地の沿道緑化を推進するため、幅員 4m以上の道路に接し、長さ 2m以上で高さが約 1m以上の生垣づくりに対して費用の助成を行っており、平成 27 年度(2015 年度)までに 325件の助成を行ってきましたが、近年の助成件数は減少傾向にあります。



グラフ 12:生垣緑化助成件数などの推移

4まちなみとしてのみどりづくり

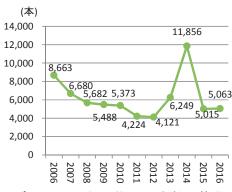
市役所や学校、運動施設などの公共施設において、 「緑化樹等配付制度」を活用した樹木の補植、施設 の建替え時などにおける植栽空間の整備や屋上緑 化、壁面緑化などの施設の緑化を推進しています。

また、「緑化樹等配付制度」により、マンションの管理組合や事業者などに対して、毎年度 5 千本前後の樹木を配付しています。その緑化樹の配付本数は横ばい傾向にありますが、近年、新規の団体の申込み件数も増えています。

市の顔となる一部の駅前や道路などでは、市によるフラワーポットや花壇などの草花緑化を行っています。また、市内の各所において、「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」や「花いっぱい運動」など、地域での緑化活動が行われており、その活動



豊島温水プールの屋上緑化



グラフ 13:緑化樹配付本数の推移

に対して花の種や花苗を提供し、市民参加による草花緑化の取組みを推進しています。

このほか、市民との協働により、給食の食べ残しなどを街路樹などの剪定枝と混合して発酵・熟成させた堆肥「とよっぴー」の製造を行い、市内の緑化活動に活用するなど、まちなかのみどりづくりを推進しています。



- ●バラ園や花しょうぶ園などの既存施設の有効活用を図るとともに、花とみどりの名所マップの 作成など、利用を推進するための手法の検討が求められます。
- ●学校などのビオトープや農園における維持管理、活用を推進するための人材の育成などの検 討が求められます。
- ●視覚的効果のあるみどりを増やすため、駅前や道路などにおける花壇やフラワーポットなどによる草花緑化、ヒートアイランド対策にも寄与する沿道緑化や壁面緑化など、多様な手法を用いた緑化の推進が求められます。
- ●利用が減少傾向にある緑化支援制度について、積極的な情報発信や内容の見直しなどの対策 が求められます。

(4)市民参加に基づくみどりのまちづくり

主な取組み

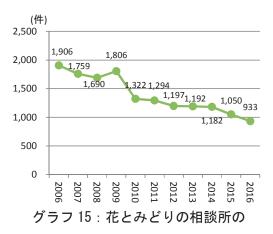
①交流拠点づくり	・花とみどりの相談所の運営
②ひとづくり	・緑化リーダーの育成 ・自然観察会や自然学習講座
③しくみづくり	• 自主管理協定制度や愛護活動制度
	・道路や河川などの美化及び清掃活動 ・豊中みどりの交流会
④支援体制づくり	・民有地における緑化支援
⑤普及•啓発	• 情報発信

①交流拠点づくり

豊島公園内に設置している花とみどりの 相談所は、緑化活動の拠点として多くの市 民に利用されており、賑わいがありますが、 近年の花とみどりに関する相談件数は減少 傾向にあります。

②ひとづくり

平成 16 年度(2004 年度)から緑化リーダー養成講座を開始し、市内の緑化に関わる人材育成を推進しています。平成 19



相談件数の推移

年度(2007年度)に緑化リーダー養成講座の卒業生による豊中緑化リーダー会が立ち上げられ、その後、少しずつ会員数も増加していますが、緑化リーダー養成講座の受講者と修了者数は減少傾向にあります。

また、みどりに関するイベントを通じて、それらの活動への参加を促進するための普及啓発などに努めています。



グラフ 16:緑化リーダー養成講座受講者数などの推移

③しくみづくり

地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加し、良好な環境の保全とコミュニティの 形成を図ることを目的とした「自主管理協定制度」、美化清掃などによる公園・緑地など の愛護精神の向上を図ることを目的とした「愛護活動制度」、道路や河川などの美化活動 を支援することを目的とした「豊中市アダプトシステム」や「大阪府アドプト・ロード 及びアドプト・リバープログラム」など、市民が地域のみどりの維持管理に関わる制度 を通じて、地域コミュニティの形成とともに、良好なみどりの環境が維持されており、 これらの取組みに参加する団体数は、近年では横ばい傾向となっています。

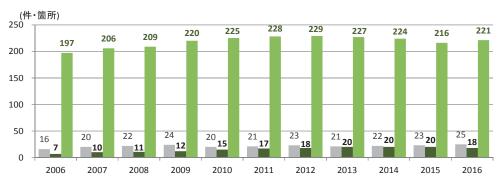
また、みどりに関する活動を行う市民や団体などが自由に参加し、情報交換や仲間づくりなどを行う交流の場となる「豊中みどりの交流会」において、花苗の育苗や提供、みどりのカーテンづくりの支援、みどりに関する活動団体を紹介する「地域緑 Book」やみどりの育成に関するヒント集の作成などを行ってきており、発足当時の「豊中みどりの交流会」の活動への参加者数は増加傾向でしたが、近年は減少傾向にあります。



自主管理協定により管理されている 公園 (二ノ切池公園)

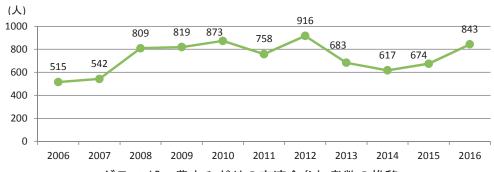


アダプト活動により管理されている ポケットパーク (大黒町)



■豊中市アダプトシステム取組み協定締結数 ■大阪府アドプト・ロード・リバープログラム協定締結数 ■自主管理協定制度活動箇所数

グラフ 17: 自主管理協定制度活動箇所数などの推移



グラフ 18: 豊中みどりの交流会参加者数の推移

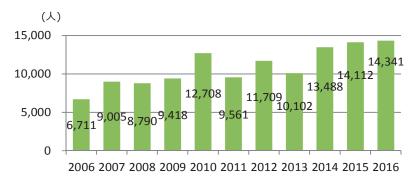
4 支援体制づくり

「生垣緑化助成金交付制度」や「緑化樹等配付制度」、緑地協定や地区計画、都市景観 形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度などを活用し、市 民の緑化活動を支援するとともに、緑化に関する技術的な支援として、花とみどりの相 談所における相談業務をはじめ、地域に出向いての花とみどりの講習会の開催などによ り、市民による緑化を推進するための支援体制を構築しています。

⑤普及·啓発

花とみどりの講習会や自然環境啓発イベント、「豊中みどりの交流会」における啓発イベントなど、みどりとの触れ合いや学習の場を提供するイベントなどにより、みどりに関する普及啓発に努めています。

また、みどりに関する情報を広く発信する手段として、広報効果が期待される広報とよなかやマスメディアによるものがありますが、昨今は、情報化社会の進展により、スマートフォンなどのインターネットの普及が進むなど、多様な情報発信媒体が出現しています。これらの活用をはじめ、「愛護会通信」「相談所ニュース」「みどりだより」などのみどりに関する情報誌により情報発信を行っています。



グラフ 19: みどりに関するイベント参加者数

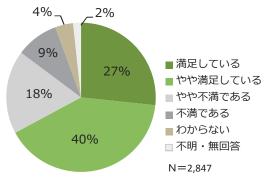
- ●花とみどりの相談所を緑化活動拠点として有効に活用するため、運営の効率化や機能の充実、さらなる緑化リーダーの育成などが求められます。
- ●みどりに関する活動に参加する市民の高齢化が進んでおり、志や技術を継承し、活動を受け継ぐ人材の発掘が求められます。
- ●市民がみどりに触れ合い、育み親しむことができる機会を増加させることが求められます。
- ●民有地の緑化に対する助成や苗木の提供、技術指導など、既存の支援制度の見直しとともに、新たな民有地緑化の仕組みづくりの検討が求められます。
- ●市民のみどりに対する理解や関心を深めるため、インターネットなどの効果的な手法を用いたみどりの普及啓発が求められます。

5. みどりに対する市民意識

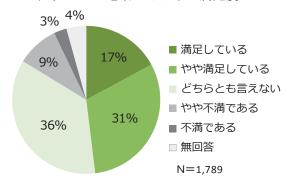
(1)みどりの満足度について

「豊中市総合計画」に位置付けられた各施策に対する市民満足度やニーズを把握するため、定期的に行っている平成27年度(2015年度)の豊中市市民意識調査では、地域のみどりについて満足している人の割合は高く、本計画の策定に当たり平成27年度(2015年度)に行った豊中市みどりに対する市民意識調査でも、市全体のみどりに対して、「満足」「やや満足」と答えた人が「不満」「やや不満」と答えた人を大きく上回っています。

「不満」「やや不満」と答えた人の理由については、「みどりの量が少ない」と答えた人が最も多く、印象的なみどりとしては、「公園のみどり」と答えた人が最も多くなっています。

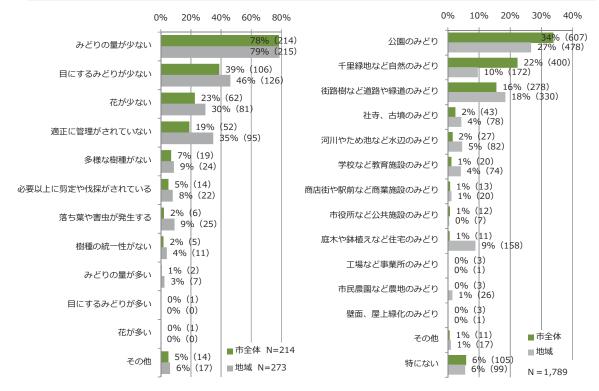


グラフ 20:地域のみどりの満足度



グラフ 21: 市全体のみどりの満足度

グラフ 20 の「地域のみどりの満足度」については、豊中市市民意識調査の結果を用いていますが、その他のグラフについては豊中市みどりに対する市民意識調査の結果を用いています。 ※グラフ中の N は回答者数の合計を示しています。



グラフ22:市のみどりに対する不満

グラフ 23: 市全体及び地域の印象的なみどり

(2)みどりの地域差について

みどりの量に対する印象やみどりの満足度を地域別で見た場合、満足度については、南部を除いた他のすべての地域で高くなっており、印象については、北部、北東部、東部で多くなっていますが、中北部、南部では少なくなっています。

「守りたいみどり」については、市全体及び地域別ともに「"公園"のみどり」(69%)と答えた人が最も多くなっており、その公園の満足度については、北部、北東部、中部、東部で高くなっています。また、「増やしたいみどり」については、市全体で見た場合、「街路樹や緑道などの"道路"のみどり」(44%)、「商店街や駅前などの"商業施設"のみどり」(31%)、「学校などの"教育施設"のみどり」(29%)、「"公園"のみどり」(28%)の順に回答が多く、公共施設のみどりに対する回答が多くなっています。地域別で見た場合、北東部を除いたすべての地域で「街路樹や緑道などの"道路"のみどり」と答えた人が最も多くなっています。

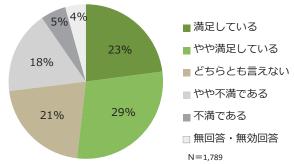
表 4.	地域別のみ	どりの田:	象や満足度が	الإن
双 4.	ガベルジ カリリノのか	C 0) () [1]:	多 心画 肝 尽 /	4

414-1 -1	緑胺	みどり率	みどりの	みどりの	印象的な	守りたい	増やしたい	公園の	公園への不満
地域	(参考)	(参考)	印象	満足度	みどり	みどり	みどり	満足度	(不満を持つ人の回答)
市全体	14.4 %	25.7%	普通	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.商業施設 3.教育施設	高い	1.剪定などの管理 2.みどりの量の不足 2.花の不足
北部	17.0 %	26.0%	多い	高い	道路	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.公園 3.商業施設	高い	1.剪定などの管理 2.みどりの量の不足 3.遊具の不足・休憩施 設の不足
北東部	30.4 %	41.1 %	多い	高い	道路	1.公園 2.自然 3.道路	1.商業施設 2.道路 3.教育施設	高い	1.剪定などの管理 2.遊具の不足 3.ごみの清掃・休憩施設 の不足・健康づくり施 設の不足・花の不足
中北部	11.8%	19.3%	少ない	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.公園 3.商業施設	普通	1.剪定などの管理 2.みどりの量の不足 3.身近な公園の不足
中部	8.9%	14.7%	普通	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.教育施設 2.商業施設	高い	1.利用者マナー 2.休憩施設の不足 3.剪定などの管理
西部	7.1%	29.3 %	普通	高い	公園	1.公園 2.道路 3.自然	1.道路 2.教育施設 3.商業施設	普通	1.剪定などの管理 2.ごみの清掃 3.休憩施設の不足
東部	26.4 %	43.6 %	多い	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.教育施設 3.商業施設	高い	1.花の不足 1.利用者マナー 3.広場の不足・健康づ くり施設の不足
南部	6.2%	17.4%	少ない	普通	公園	1.公園 2.自然 2.道路	1.道路 2.商業施設 3.教育施設	普通	1.みどりの量の不足 2.剪定などの管理 3.利用者マナー

[※]みどりの印象は、「多い」「やや多い」の合計の割合と「少ない」「やや少ない」の合計の割合を比べて「多い」「少ない」を表記していますが、「多い」とする場合で、その差が20%未満の場合には、「普通」と表記しています。

[※]みどりの満足度及び公園の満足度は、「満足」「やや満足」の合計の割合と「不満」「やや不満」の合計の割合を比べて「高い」「低い」を表記していますが、「高い」とする場合で、その差が 20%未満の場合には、「普通」と表記しています。

「守りたいみどり」として多くの回答があった「公園」ですが、地域の公園に対して、地域差はあるものの、全体的には「満足」「やや満足」と答えた人が「不満」「やや不満」と答えた人を大きく上回っています。

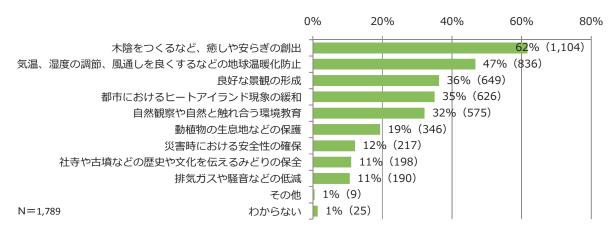


グラフ24:地域の公園の満足度

(3)住環境の質を高めるみどりについて

みどりを守り、増やす目的として重点を置くべき点については、「木陰をつくるなど、癒しや安らぎの創出」「気温、湿度の調節、風通しを良くするなどの地球温暖化防止」「良好な景観の形成」の順に回答が多く、住環境の質を高めるうえでみどりへの期待は高いものとなっています。

日常生活の中のみどりとの触れ合い方については、「散歩」と答えた人が最も多く、次に「景色を眺める」「通勤・通学」の順に回答が多くなっています。



グラフ 25: みどりを守り、増やす目的

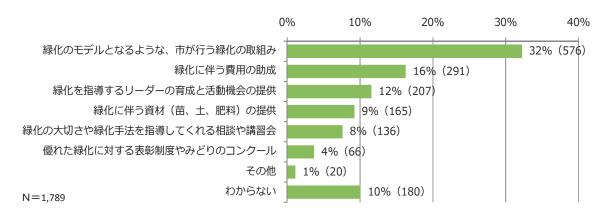


グラフ26:みどりとの触れ合い方

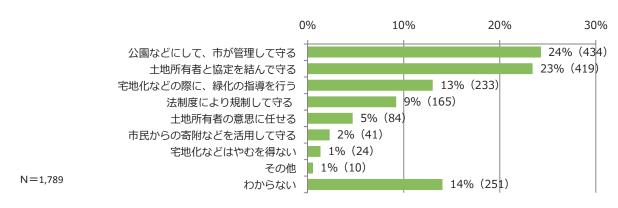
(4)民有地の緑化について

個人や民間団体の土地の緑化の推進に必要な市の取組みについては、「緑化のモデルとなるような、市が行う緑化の取組み」と答えた人が最も多く、次に「緑化に伴う費用の助成」「緑化を指導するリーダーの育成と活動機会の提供」の順に回答が多くなっています。

個人や民間団体が所有するまとまりのあるみどりに対する取組みについては、「公園などに して、市が管理して守る」「土地所有者と協定を結んで守る」と答えた人がほぼ同数で最も多 く、次に「宅地化などの際に、緑化の指導を行う」「法制度により規制して守る」の順に回答 が多くなっています。



グラフ 27:個人や民間団体の土地の緑化の推進に必要な市の取組み

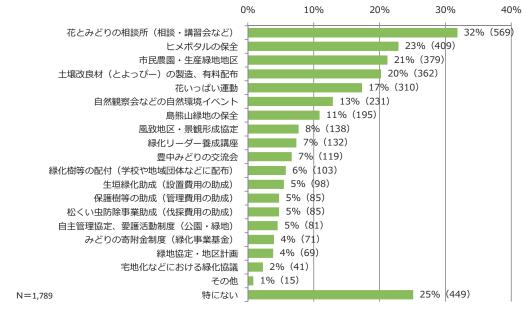


グラフ 28: 個人や民間団体が所有するまとまりのあるみどりに対する取組み

(5)みどりに関する活動について

みどりに関する市の取組みの認知度については、「花とみどりの相談所(相談・講習会)」と答えた人が最も高く、「生垣緑化助成(設置費用の助成)」などのみどりに関する支援制度に関する認知度は低い傾向にあります。

みどりに関する活動への参加については、参加しない理由として、「取り組む時間がない」 と答えた人が最も多く、次に「取組みを知る機会がない」「取り組むことに興味がない」の順 に回答が多くなっています。



グラフ29:みどりに関する市の取組みの認知度



グラフ30:みどりに関する活動に参加しない理由

- ●みどりの満足度の向上とともに、みどりの満足度などの地域差や地域の特性を考慮したみどりの保全や緑化の推進が求められています。
- ●今後のみどりの量のあり方の検討や適正な維持管理などによる住環境の質の向上が求められています。
- ●民有地緑化の模範となるような公共施設の緑化とともに、まとまりのある民有地のみどりに対して、開発行為などによる減少を抑制する取組みが求められています。
- ●みどりの保全や緑化に関する支援制度や啓発イベントの案内など、みどりに関する取組みの 十分な情報発信が求められています。

6. 役割から見るみどり

(1)うるおいのある魅力的な地域をつくる(癒しや安らぎの創出・景観形成機能)

「とよなか百景」では、その大半が多くの人が目にする公園や並木道、河川・水路、社寺、家並みなどのみどりが含まれる景観で占められており、住宅や事業所の多い本市において、みどりは良好な都市景観を形成するうえで、欠かせないものとなっています。これらの景観を形成するみどりは、いずれも戸建て住宅や高層マンション、道路などの人工物とともに、くらしの中の風景を構成し、癒しや安らぎを創出するなど、まちの魅力を高めています。

「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「木陰をつくるなど、癒しや安らぎの創出」と答えた人が最も多く、「良好な景観の形成」と答えた人も3番目に多くなっていますが、みどりの量には地域差があり、用途地域別でみどり率を見た場合、準住居地域や近隣商業地域などの様々な用途が混在する地域で低く、第1種低層住居専用地域や第1種中高層住居専用地域などの専用化を図る地域で高くなっています。また、良好なみどりの景観を形成するための風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区、景観形成協定、地区計画、建築協定などは主に市の北部や北東部、中北部、東部で定められています。



住宅地のみどり



神社のみどり(住吉神社・豊南町西)



街路樹のみどり



公園のみどり (大塚公園)

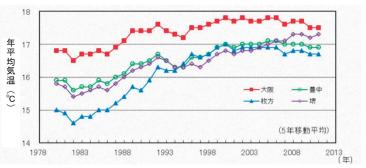
- ●まとまりのあるみどり、歴史や文化を伝える社寺・古墳のみどりなど、まちなかの風景の一部となっているみどりの保全が求められます。
- ●多くの人が目にする場所での美しいみどりの保全や緑化が求められます。
- ●緑地協定や地区計画、都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度などを活用した地域の魅力を高めるみどりづくりの推進が求められます。



図 12: うるおいのある魅力的な地域をつくるみどりの現況図 (2017年3月31日現在)

(2)快適なくらしを支える(都市環境の形成機能)

市の年間平均気温は、30年間で約16度から約17度へ上昇しており、「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「気温、湿度の調節、風通しを良くするなどの地球温暖化防止」と答えた人が2番目に多く、「都市におけるヒートアイランド現象の緩和」と答えた人も多くなっています。



グラフ 31: 大阪の主要都市における年間の平均気温の推移 出典: 「おおさかヒートアイランド対策推進計画 (2015年3月)」 5年移動平均: その年及び前後2か年を含めた5か年の平均値

本市では、主要な河川・水路が南北に流れており、これらが、服部緑地や千里緑地などのみどりの軸と一体となって、大阪湾からの冷涼な空気を市街地に運ぶ風のみちを形成しています。また、公園・緑地や社寺林などのまとまりのある樹林地や街路樹、農地などが、クールスポットを形成し、気温の上昇を防ぐうえで重要な役割を担っています。

これらのみどりは、排気ガスや騒音の低減などの環境保全対策にも寄与しており、一方、 駅前などの商業地や工業地などのみどりが少ない地域では、人工排熱やアスファルト舗装な どのヒートアイランド現象の原因となる環境が集積しています。



人工排熱やアスファルト舗装が多い 商業地(豊中駅前)



人工排熱やアスファルト舗装が多い 工業地(上津島)

【課題】

- ●駅前などの商業地や工業地などのみどりの少ない地域における気温の上昇を防ぐため、沿道 緑化や壁面緑化などのヒートアイランド対策に資する緑化が求められます。
- ●市街地に冷涼な空気を届ける河川・水路やクールスポットとなる公園・緑地、農地などのみどりの保全とともに、「みどりの風促進区域」における事業との連携が求められます。
- ●温室効果ガスの削減などの地球温暖化防止、排気ガスや騒音の低減などの環境保全対策となるみどりの保全や緑化が求められます。

みどりの風促進区域

平成26年(2014年)3月に大阪府と大阪市が共同で策定した「大阪府市ヒートアイランド対策基本方針」では、大阪府内の主要都市の気温の上昇傾向と熱帯夜の日数の増加が示されています。大阪府では、府民が実感できるみどりの創出のほか、みどりの風を感じるネットワークの形成などを目的に「みどりの風促進区域」を指定し、道路や河川を中心に一定幅(両側概ね100m)の沿線の緑化を推進しており、国道176号及び府道大阪中央環状線とその沿線が本市の区域に該当しています。



図 13: 快適なくらしを支えるみどりの現況及び風のみちのイメージ図 (2017年3月31日現在)

(3)生き物を育み自然を身近に感じる(生物多様性保全機能)

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、長い歴史の中で様々な環境に適応して変化し、多様な生物が生まれてきましたが、これらの生命には一つひとつに個性があり、直接又は間接的に支え合って生きており、私たち人間もそのつながりの一員で、生物多様性から様々な恩恵を受けて生活をしています。

本計画の対象とするみどりは、鳥獣類や魚類、昆虫などが生息する場所として、生物多様性を保全するうえで重要な役割を果たしています。その中で、移動範囲が限られているシジュウカラが繁殖できる 1ha 以上の樹林地の存在が生物多様性の指標の一つになりますが、市街化の進展に伴い少しずつ減少しており、まとまりのある樹林地間のつながりが重要になっています。

こうした環境の変化がある中、大阪国際空港及び周辺のみどりは、大阪の生物多様性ホットスポット(日本固有種を含め、希少な野生動植物が生息・生育する種の多様性が高い地域)に選定されており、市内にはキツネ(大阪府レッドリスト絶滅危惧 I 類)やタヌキ、ヒメボタル(同準絶滅危惧)が生息する樹林地、多くの水鳥の飛来やツバメのねぐらが形成される河川・水路やため池があります。また、市の北部や北東部、東部には、まとまりのある樹林地が残されており、オケラ(同絶滅危惧 I 類)、アキノキリンソウなどの植物、ナニワトンボ(同絶滅危惧 I 類)、クツワムシ(同準絶滅危惧)などの昆虫など、多様な生物種が確認されています。市の中北部や中部の樹林地やため池では、サンショウモ(同絶滅危惧 I 類)、ツタウルシなどの植物、市の西部や南部の樹林地では、アキアカネ(同準絶滅危惧)、ゴマダラチョウなどの昆虫、河川・水路やため池では、カマツカ、コウライモロコなどの魚類、クイナ(同準絶滅危惧)、カワセミ、コサギなどの鳥類が確認されており、これらの身近な生き物を育む環境の保全やビオトープの整備などが重要視されています。

市民が自然を身近に観察することができるビオトープの整備状況については、平成 29 年 (2017年)3月31日時点で、小・中学校や高校などの公共施設で22箇所、マンションや病院、幼稚園などの民間施設で19箇所となっています。市内では、これらのビオトープを通じた自然環境啓発のほか、千里緑地や島熊山緑地、千里東町公園、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区などにおいて、市民との協働による生物多様性を保全する取組みが行われています。

自然の中で遊び、生き物と触れ合う経験は子どもの情操教育にも寄与すると言われていますが、「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「動植物の生息地などの保護」と答えた人は少なく、みどりとの触れ合い方についても、「自然観察」や「昆虫採集」と答えた人はわずかでした。

【課題】

- ●市内の多様なみどりの保全や緑化とともに、エコロジカル・ネットワークの形成など、 広域的な観点からの生物多様性の確保に向けた取組みが求められます。
- ●希少な生物種の生息地など多様な生態系を構成するまとまりのあるみどりの保全とと もに、市民との協働による生き物の生息・生育環境の保全・創出が求められます。
- ●自然観察会やビオトープなど、生き物と触れ合う機会や場の提供、生物多様性の保全 に関する普及啓発や環境教育などの推進が求められます。

※樹林地の昆虫を捕食し、樹木間を移動するシジュウカラは、1ha 以上の緑地で1つがいの繁殖が可能となり、樹林地間の移動距離は 250mとされています(出典:「自然環境復元の技術」(1992年)杉山恵一・進士五十八編)。

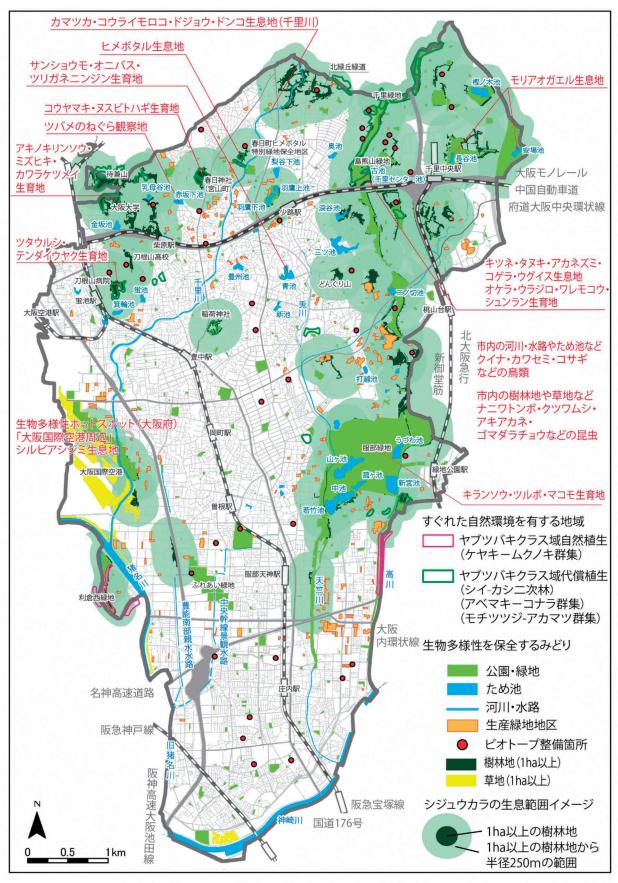


図 14: 生き物を育み自然を身近に感じるみどりの現況図 (2017 年 3 月 31 日現在)

(4)子育てや健康づくりを支える(レクリエーション機能)

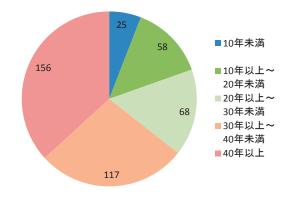
公園・緑地などは、子どもたちの遊び場やジョギング、散歩、自然観察など、運動や休憩を行うレクリエーション、健康づくりの場としての役割のほか、子どもを安心して遊ばせることのできる場となるなど、子育てに関しても重要な役割を担っています。また、市民農園などの農地は、みどりを身近に感じられるレクリエーションの場となっており、これらのみどりとの触れ合いにより、心が豊かになるほか、環境学習や地産地消の推進などの食育にもつながっています。

しかし、市内の半数以上の公園・緑地は設置から 30 年以上が経過しており、老朽化が進んでいるため、平成 26 年(2014年)に、遊戯施設の計画的な維持管理を目的とした「豊中市公園施設長寿命化計画」を策定しました。そして、同計画や「都市公園移動等円滑化基準」などに基づき、公園・緑地の利便性や安全性を向上させるため、市民参加や市民参画などにより、公園施設の安全点検を行うとともに、子ども用の遊具の更新や健康遊具の設置、トイレのバリアフリー化などの再整備を行っています。

「みどりに対する市民意識」では、地域の公園に「不満」「やや不満」と答えた人の理由として、多くはありませんが、「体操やウォーキングなどの健康づくりに役立つ施設や場所が少ない」「遊具が少ない」「スポーツができるグラウンドが少ない」などの回答がありました。



複合遊具 (豊南東公園)



グラフ32:遊戯施設のある公園・緑地の 設置経過年数(2010年度調査)

- ●公園施設の老朽化や利用者のニーズ、少子高齢化や健康志向などの社会背景を踏まえた遊具などの十分な安全点検の推進のほか、市民参加による「自主管理協定制度」などを活用した適正な維持管理や市民参画などによる公園施設の更新や再整備、公園・緑地の有効な利活用が求められます。
- ●枯損木や芝の入替えなどの必要な施設のみどりの更新が求められます。
- ●市民農園の活用などによる農地の保全が求められます。
- ●他の地域と比較して公園の満足度が低い地域における公園の魅力の向上が求められます。

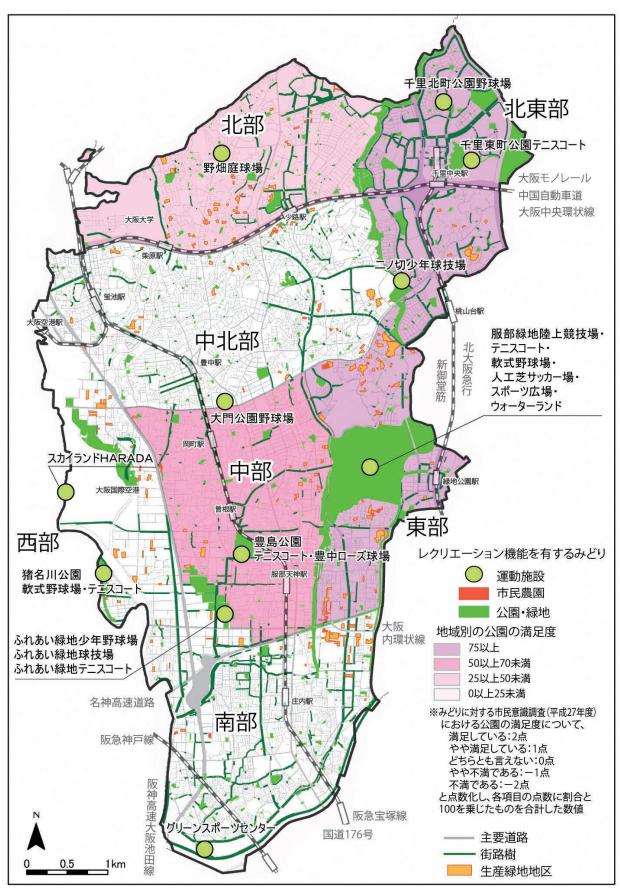


図 15:子育てや健康づくりを支えるみどりの現況図(2017年3月31日現在)

(5)交流を深め地域に貢献する場を生み出す(コミュニティ形成・市民活動の促進機能)

地域の公園・緑地などは、子どもの遊び場や健康づくり、休息の場となるだけではなく、 祭りやイベントの会場となるなど、地域間の交流を深める場となるとともに、様々な場所で のみどりに関する活動を通して、地域のコミュニティ形成や市民活動が促進されています。

本市では、緑地協定や地区計画、都市景観形成推進地区、景観形成協定などの制度の活用、 自然環境の保全、公園・緑地や緑道の自主管理、地域の花壇づくりなどのみどりに関する活動が盛んに行われており、地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加し、良好な環境の保全とコミュニティの形成を図ることを目的とした「自主管理協定制度」は、平成29年(2017)

年)3月31日現在で、202箇所の公園・緑地 や19箇所の緑道において協定が締結されてお り、市の南部において特に取組みが多い状況と なっています。また、市の北部にある春日町ヒ メボタル特別緑地保全地区、北東部にある島熊 山緑地などでは、地域住民や団体との協働によ り、豊かな自然環境を活かした生物多様性の保 全活動に取り組んでおり、花とみどりの相談所 やふれあい緑地を拠点とした市民との協働によ よる啓発イベントの開催や緑化活動も進んで います。



市民との協働による竹間伐作業 (島熊山緑地)

こうした活動は、治安や教育、健康、子育て、経済、幸福感などの向上につながり、地域への愛着を醸成するなどの社会の効率性が高まる効果があると言われています。

具体的には、公園・緑地に地域の人が集まり、清掃や植栽管理、お祭りの開催などの活動を行うことで、近隣住民の意思疎通が円滑になり、治安の向上、公的空間の利用マナーの向上などにつながるといった事例のほか、市民団体などがプレイパークの開催・運営などの市民活動の場として利用することで、集まった子どもたちの教育や身体の健全な育成、母親の子育て支援に寄与するといった事例、市民団体や事業者などが公園・緑地でイベントや展示会を開催することで、多くの人が集まり、地域を活性化させ経済効果をもたらすといった事例などがあり、これらの取組みが全国で注目されています。

「みどりに対する市民意識」では、みどりに関する活動への参加については、「参加していない」「参加しない」と答えた人が大半で、参加しない理由として、「取り組む時間がない」と答えた人が最も多くなっています。一方、市民のみどりの育成状況については、「育てている」「以前は育てていた」と回答した人が大半を占めており、市民のみどりを育てることへの関心は高いものとなっています。

- ●市民との協働による自然環境の保全や緑化などに関する活動や啓発イベントなどを広く市 民へ周知するなど、みどりに関する活動の市民参加の促進が求められます。
- ●市民参加による公園・緑地などの「自主管理協定制度」の取組みが進んでいますが、地域差の縮小や活動の広がりに向けた取組みが求められます。

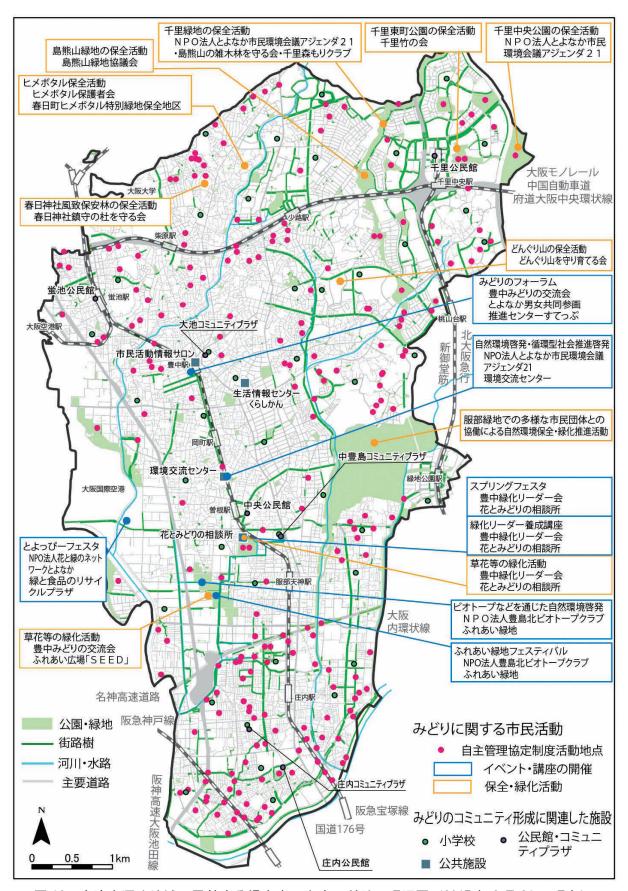


図 16:交流を深め地域に貢献する場を生み出すみどりの現況図 (2017 年 3 月 31 日現在)

(6)安全なくらしを支える(防災・減災機能)

本市では、「豊中市地域防災計画」に基づき、平成28年(2016年)2月1日現在で、災害時の一時的な避難場所として、空地面積が概ね1,500m²以上の公園・運動場など163箇所を周囲の状況を勘案して指定しており、広域避難場所として、大阪大学豊中地区、服部緑地地区、野田中央公園周辺地区の3箇所を指定しています。

また、災害時の応援受入拠点として、服部緑地、大曽公園、大門公園、菰江公園の4箇所を指定しており、服部緑地は後方支援活動拠点としての位置付けもあります。



野田中央公園(防災機能を有する公園)

なお、野田中央公園は、マンホールトイレやかまどベンチなどを備えた防災機能を有する 公園として平成 24 年度(2012 年度)に整備しました。

大阪府が広域緊急交通路として指定する曽根服部緑地線、市が地域緊急交通路として指定 する神崎刀根山線などの市道では、延焼防止効果も期待できる街路樹整備を行っています。

また、南部地域には、高度経済成長期に建てられた賃貸住宅や小規模な戸建住宅などの木造建築物が密集する「庄内・豊南町地区」があります。同地区は、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災でも大きな被害を受けたことから、同地区の全域約467haを対象に「防災街区整備地区計画(庄内・豊南町地区)」を定め、建築物の不燃化に向けた取組みを推進しています。

「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「災害時における安全性 の確保」と答えた人は市全体及び南部地域ともに少なくなっています。



マンホールトイレ(野田中央公園)



かまどベンチ (野田中央公園)

- ●地震や火災などの災害に備え、避難場所や防災活動などの拠点、仮設住宅の用地となる公園・緑地などにおける防災施設の整備などの推進が求められます。
- ●防災性の低い地域などにおいて、地域の防災拠点となるオープンスペースの確保や延焼遮断帯となる沿道緑化などの推進が求められます。

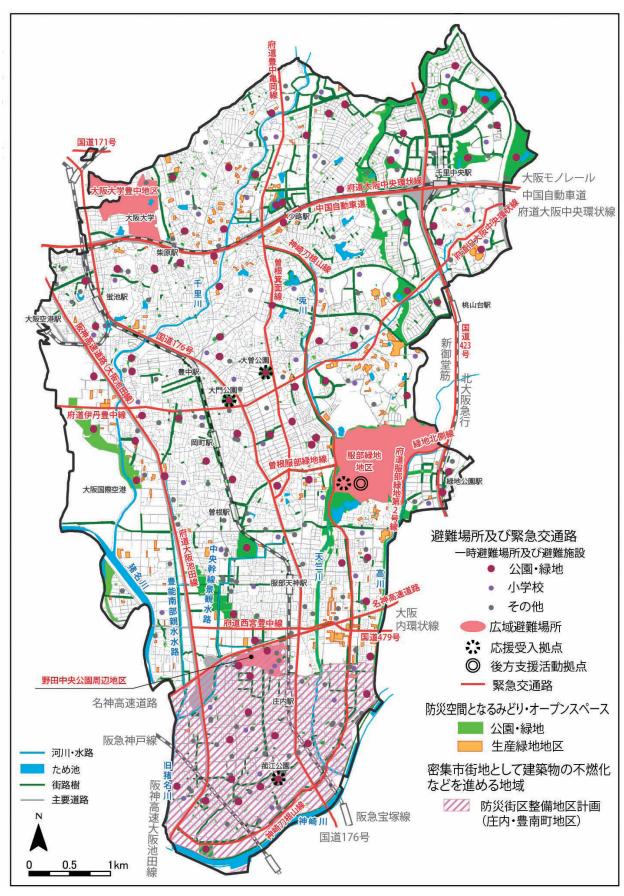


図 17: 安全なくらしを支えるみどりの現況図 (2017年3月31日現在)

7. みどりのまちづくりに重要な視点

これまでに示した現況や課題などを踏まえて、みどりのまちづくりに重要な視点を以下のとおり示します。

■みどりの質の向上

●みどりの役割の多面的な機能の発揮

癒しや安らぎの創出、景観の形成、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、 生物多様性の保全、レクリエーションの場の提供、コミュニティの形成、市民活動の促 進、防災・減災など、みどりには多くの役割があります。

これらのみどりの役割が多面的に機能するため、多様な種類のみどりによる緑化、みどりの適正な配置、多様な主体によるみどりの活用などの魅力的なまちづくりに取り組むことが重要です。

●視覚的効果のあるみどりの創出

既存施設を有効に活用した花とみどりの名所づくり、沿道緑化や壁面緑化などの多様な手法を用いた緑化、多くの人が目にする場所での美しいみどりの保全や緑化など、視覚的効果のあるみどりを創出することが重要です。

●適正なみどりの維持管理や更新

施設の老朽化や利用者のニーズ、少子高齢化や健康志向などの社会背景を踏まえて、 公園・緑地などの公共施設において、民有地緑化の模範となるような緑化のほか、遊具 などの安全点検や更新、適正なみどりの維持管理や更新を行うことが重要です。

■生物多様性の確保に向けたまとまりや連続性のあるみどりの保全

自然のみどりを保全する森林病害虫対策や里山保全活動のほか、希少な生物種の生息・生育地の保全活動、歴史や文化を伝えるみどりを保全する制度、河川・水路の適正な維持管理、市民農園の活用による農地の保全、周辺環境に配慮したため池の維持管理、比較的に大きな民有地の開発行為などによるみどりの減少を抑制する取組みなど、みどりを有効に活用した効果的な手法を用いて、まとまりや連続性のあるみどりを保全する取組みが重要です。

また、これらの多様な生態系を構成するまとまりや連続性のあるみどりの保全のほか、 生き物の生息・生育環境となるビオトープの保全・創出、生物多様性の保全に関する普 及啓発や環境教育、エコロジカル・ネットワークの形成などの生物多様性の確保に向け た取組みが重要です。

■地域特性を踏まえたみどりのまちづくり

駅前などの商業地や工業地などのみどりの少ない地域、公有地と比べて緑被率やみどり率が低い民有地の多い地域、比較的に大きな公園・緑地が少ない地域があるなど、みどりや公園・緑地の現況には地域差があり、その状況に概ね比例して、みどりや公園・緑地の満足度にも地域差があります。こうした地域に見られる特性を踏まえたみどりの保全や緑化に関する取組みが重要です。

■市民参加や市民との協働によるみどりのまちづくり

●市民参加や市民との協働によるみどりに関する活動

みどりに関する活動の志や技術を継承し、活動を受け継ぐ人材の発掘や育成のほか、 みどりに関する活動や啓発イベントなどの普及啓発、花とみどりの相談所を拠点とした さらなる緑化リーダーの育成、「自主管理協定制度」の普及啓発、市民意見を取り入れ た公園施設の更新や再整備及び公園・緑地の有効な利活用など、市民参加や市民との協 働などによるみどりに関する活動を推進することが重要です。

●みどりに関する制度の活用

みどりの保全や緑化に関する支援制度、緑地協定や地区計画、都市景観形成推進地区、 景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度など、みどりに関する制度の見 直しや積極的な情報発信などにより、その活用を推進することが重要です。

●みどりの普及啓発

市民がみどりに触れ合い、育み親しむことができる機会を増加させ、市民のみどりに対する理解や関心を深めるため、みどりに関する制度や啓発イベントの案内など、みどりに関する取組みの十分な情報発信のほか、インターネットなどの効果的な手法を用いたみどりの普及啓発に努めることが重要です。